

令和元年度第1回富田林市都市計画審議会 議事要旨

令和元年11月15日開催

議案（富田林市決定）

・議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法第8条に規定される地域地区の一つである生産緑地地区のうち、生産緑地法第10条に基づく買取り申出があり、平成30年8月から令和元年7月までに行為制限が解除されたもの、及び、令和元年5月15日から6月28日までに追加指定の申出があったものについて、以下のとおり議決しました。

(変更前)	(変更後)
面積：約55.90ha	約54.77ha
地区数：271地区	268地区

議案（富田林市決定）

・議第2号 南部大阪都市計画下水道の変更について

都市計画法第11条第1項に規定される都市施設の一つである下水道について、以下のとおり変更する旨、議決しました。

名称：富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道	
面積：(変更前) 約711ha	(変更後) 約714ha

報告（富田林市決定）

・報告1 特定生産緑地制度について

生産緑地法の改正により創設された「特定生産緑地制度」についての説明及び8月に開催した住民説明会について、報告しました。